

住民税均等割のみ課税世帯に対する 物価高騰対策支援給付金(10万円)のご案内

DV(ドメスティック・バイオレンス)等避難中^{※1}でも受給できる場合があります

- DV等で住所地でない杉並区に避難中の方も、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策支援給付金をご自身の属する世帯が受給できる可能性があります。
- 住民票がある世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件(DV保護命令と収入要件)を満たせば、現在お住まいの杉並区から受給することができます。
- この給付金の受給については、以下コールセンターにお問い合わせください。

※1 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外にお住まいの場合をいいます。

支給対象世帯

令和5年12月1日(基準日)において、避難中の世帯で、世帯全員が、令和5年度住民税が均等割のみ課税者で構成される世帯、または、令和5年度住民税が均等割のみ課税者と均等割非課税者で構成される世帯

給付金の支給額

該当する避難世帯に対し、1世帯あたり**10**万円を支給します。

申請先

杉並区物価高騰対策
支援給付金担当

※以下お問い合わせ先にご連絡ください。

申請期限

令和6年5月31日(金)
(消印有効)

お問い合わせ

杉並区物価高騰対策支援給付金コールセンター

☎0120-378-233

受付時間 平日8:30~17:15(土・日・祝日を除く)

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

手続き・支給要件・必要書類等

以下のQ&Aを参考に、必要な書類をご用意の上、手続きください。
ご不明な点は、表面に記載のコールセンターにご相談ください。

Q 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。
私は給付金を受給できませんか？

A 住民票がある世帯の方（配偶者等）が給付金を受給済の場合であっても、ご自身の属する世帯が要件（DV避難中であることの証明、収入要件）を満たせば、現在お住まいの杉並区から給付金を受給することができます。

DV等避難中であることを明らかにできる書類の例（児童手当準拠）

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等

※杉並区以外にお住まいの場合は、現在お住まいの市区町村の給付金担当窓口にご相談ください。

Q 配偶者からDV等を受け避難しています。
配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか？

A 配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計を立てている者とみなし、ご自身の属する世帯の収入が住民税均等割のみ課税世帯である場合には受給できます。

Q 現在の住まいで受給するためには、どのような手続きが必要ですか？

A 現在お住まいの市区町村に配偶者からの暴力を理由に避難している旨を連絡していただき、「お住まいの市区町村が用意している給付金」についてご相談ください。



住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策支援給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに杉並区役所（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、杉並区役所物価高騰対策支援給付金担当（電話:03-3312-2111(代表)）、警察署または杉並区振り込め詐欺被害ゼロダイヤル（電話:03-5307-0800）にご連絡ください。

